

職員給与規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、職員就業規程(以下「規程」という)第11条にもとづき一般社団法人三重電業協会(以下「協会」という)の事務局職員(以下「職員」という)の給料、手当、賞与について定める。

第2章 給 料

(給料の支給)

第2条 給料は月給とし、前月の21日から当該月の20日までの分を当該月の25日に支給するものとする。ただし支給日が休日等のため支給できない場合は、その前日に支給する。

2 新規採用者については、雇用の日から日割計算するものとする。

3 退職または死亡の場合は、当該月の全額を支給する。ただし、退職または死亡の日が月の21日から月末までの間であるときは、その分を日割計算して加算する。

4 昇給等給与額に変更のある場合は、当該月の全額をその変更の対象とする。

(給料の額)

第3条 給料の額は、本人の経歴、技能、職務内容を評価して定める。

第3章 手 当

(手当の種類)

第4条 手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 通勤手当
- 二 時間外勤務手当
- 三 法定休日勤務手当

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額等は、次のとおりとする。

- 一 公共交通機関を利用する職員については、その1カ月定期運賃の額を手当の月額とする。
- 二 前項の交通機関により難しい場合、自転車および自動車を使用するものについては、会長が定める。

(時間外勤務手当および法定休日勤務手当)

第6条 規則第6条により、職員が時間外または休日に勤務した場合は、次の手当を支給する。

一 労働基準法(以下「法」という)第35条に規定する休日については、労働時間1時間について、給料の1時間当りの額に100分の135を乗じた額を法定休日勤務手当として支給する。

二 前号以外の休日勤務または時間外勤務については、労働時間1時間について、給料の1時間当りの額に100分の125を乗じた額を時間外勤務手当として支給する。

2 規則第6条第2項により振替休暇をとる場合は、前項の規定は適用しない。

3 時間外勤務または休日勤務が深夜にわたる場合は、法第37条第3項に定めるところによる。

第4章 賞 与

(賞与)

第7条 賞与の支給対象者および支給次期は次のとおりとする。

- 一 夏期賞与は、7月10日に在職する者に対し、同日支給する。
 - 二 年末賞与は、12月10日に在職する者に対し、同日支給する。
- 2 賞与の額は、本人の勤務状況等を評価して定める。
 - 3 新規採用者等、勤務期間の短い者については、月割計算した額を支給する。

付 則

この規程は、平成元年4月27日 制定
平成元年5月1日から実施

この規程は、平成6年7月29日 改正
平成6年8月1日から実施

この規程は、平成9年4月22日 改正
平成9年4月22日から実施